

# 2023年4月診療報酬改定に関するお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、2022年度4月改定版「はやわかりマニュアル」3種につきまして発行させていただいておりますが、この度の2023年4月改定項目につきましては、反映されておられません。

ご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

なお、この度の4月改定は、2023年4月1日から同年12月末までの時限的な適用になりますので、併せてご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

## ◆ 2023年4月診療報酬改定項目

<b>改定</b>	医療情報・システム基盤整備体制充実加算（医科・調剤）
<b>改定</b>	後発医薬品使用体制加算・外来後発医薬品使用体制加算・一般名処方加算（医科） 地域支援体制加算（調剤）
<b>経過措置</b>	オンライン資格確認等システムの導入



### 【改定】医療情報・システム基盤整備体制充実加算

（注）追加の施設基準が設けられておりますので、算定要件等は、厚生労働省の原文をご確認ください。

		現行	特例措置 (2023年4月～12月)
初診	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 マイナンバーカードを利用しない	4点	6点
	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 マイナンバーカードを利用する	2点	2点
再診	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3（新設） マイナンバーカードを利用しない	—	2点
	マイナンバーカードを利用する	—	—
調剤	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 マイナンバーカードを利用しない	3点	4点
	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 マイナンバーカードを利用する	1点	1点

### 【改定】医薬品の安定供給関連

（注）追加の施設基準が設けられておりますので、算定要件等は、厚生労働省の原文をご確認ください。

			現行	特例措置 (2023年4月～12月)
診療報酬 ※（ ）の%は、後発医薬品の使用割合	処方箋料	一般名処方加算1 一般名処方加算2	7点 5点	9点 7点
	入院基本料等加算	後発医薬品使用体制加算1（90%以上） 後発医薬品使用体制加算2（85%以上） 後発医薬品使用体制加算3（75%以上）	47点 42点 37点	67点 62点 57点
	処方料	外来後発医薬品使用体制加算1（90%以上） 外来後発医薬品使用体制加算2（85%以上） 外来後発医薬品使用体制加算3（75%以上）	5点 4点 2点	7点 6点 4点
調剤報酬 ※（ ）の点数は、後発医薬品調剤体制加算3の算定薬局	調剤基本料 (特別調剤基本料を算定している場合は80/100に相当する点数)	地域支援体制加算1 地域支援体制加算2 地域支援体制加算3 地域支援体制加算4	39点 47点 17点 39点	40点(42点) 48点(50点) 18点(20点) 40点(42点)

### 【経過措置】オンライン資格確認等システムの導入 原則義務化

令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は、期限付きの経過措置を設ける。

やむを得ない事情	期限	やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで（遅くとも令和5年9月末まで） ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続	(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続	(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	廃止・休止まで（遅くとも令和6年秋まで） ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の運用開始（令和6年4月）まで ※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施	(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ※ 例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象

（出典）：「令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置等について（補足資料）」《厚生労働省》<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001039756.pdf>をもとに作成